in case of emergency

いざというときのために

十分な準備と心がまえを

家庭での備え

突然起こりうる災害を予測するのは難しいものです。いざというときの家族の行動、避難所や避難方法、連絡方法などを普段から家族でよく話し合っておきましょう。

\CHECK!/

家族で話し合っておきたい項目

- ☑ 自分が住んでいる場所の災害危険度(リスク)を把握(理解)する
- ☑ 安全な避難経路、避難場所、避難所はどこにあるのか
- ☑ 家族間の連絡方法と最終的に出会う場所はどこにするのか
- ☑ 家の中の安全対策
- ☑ 避難するとき、誰が何を持ち出すのか、非常時持ち出し袋はどこに置くのか
- ☑ 乳幼児や高齢者の面倒は誰がみるのか
- ☑ 昼の場合と夜の場合の役割分担は、はっきり決まっているか
- ☑ 地域の防災活動に参加しているか
  - 防災研修
  - 防災まち歩きによる地域の自主防災マップ作製
  - 避難訓練等

地域の防災力

ひとたび大規模な災害が発生したときには、行政機関が行う活動(公助)は交通網の寸断や同時多発火災などにより十分対応できない可能性があるため、**個人の力で災害に備える(自助)**とともに、**地域での助け合い(共助)**による**地域の防災力**が重要となります。

自助 × **共助** = **地域の防災力**

災害に強い地域づくりを目指して、
災害時の被害を軽減するため、
「自主防災組織」活動を通じて、
共助の強化、地域の防災力の強化に向けた
取組を始めてみませんか？

常日頃からの自主防災組織活動や『向こう三軒両隣』での近所のお付き合いが災害時にも大いに力になります。

自主防災組織とは

『自分たちの地域は自分で守る』という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のことです。

想定される災害

飯塚市地域防災計画において、飯塚市における地勢、地盤、地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現状等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、飯塚市において発生するおそれのある災害を想定し、これを基礎としています。この計画の作成基礎として想定する主な災害は、つぎの通りです。

九州集中豪雨被害(2003年7月)

風水害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害

危険物等災害
- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

鉱山災害
- 地表の変動(沈下、傾斜など)、地下水の変化
- ボタ山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

地震災害
- 地震による建物、ライフライン、交通施設等の損壊

大規模事故
- 大規模な交通事故(道路事故、鉄道事故)
- 航空機事故　● 大規模な火災　● 土木工事による事故

林野災害
- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等

大雨・洪水注意報、大雨・洪水警報、大雨特別警報の発表基準 福岡管区気象台

注意報は災害のおそれが予測される場合発表され、警報は重大な災害が起こると予測された場合に発表されます。
また、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に大雨特別警報が発表されます。
水害発生との相関が雨量よりも高い表面雨量指数を導入し、流域雨量指数について細かな分析を行っています。
市町村のどこで注意報・警報に達するかを視覚的に確認できるよう、気象庁のホームページの危険度分布（キキクル）で情報が提供されています。

情報を確認し
早めの避難を心がけましょう!

1時間に降る雨量とおよその目安

5〜10ミリ	雨の音がよく聞こえます。
10〜20ミリ	雨の音で話し声がよく聞こえず、一面に水たまりができます。
20〜30ミリ	傘をさしていてもぬれてしまいます。車のワイパーは速くしても見えません。
30ミリ以上	バケツをひっくりかえしたような雨です。

災害応急対策

我が国では、体に感じる地震が年間およそ数千回発生しています。気象台は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを解析し震源と地震の規模を決め、防災機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表します。

地震発生

速報 緊急地震速報
※震度5弱以上を推定

2分 地震情報
※震度3以上を観測

自身を守る
- 落ち着いて、自分の身を守る
- ドアや窓を開けて、避難路の確保

1〜3分

! 津波、山・崖崩れの危険が予想される地域はすぐ避難を!

家族を守る
- 家族の安全確認
- 火の元の確認、初期消火
- 靴を履く　● 余震に注意
- 必需品を手元に用意

5〜10分

5分 地震情報
※震源・震度に関する情報

地域を守る
- 隣近所の安全確認
- ラジオ等で情報確認
- 電話はなるべく使わない
- 電気のブレーカーを切る
- 家屋倒壊の恐れがあれば避難

10分〜数時間 避難所生活では

助け合いの心で
- 協力して、救出・消火活動
- 生活必需品は備蓄でまかなう
- 災害・被害情報の収集
- 壊れた家には入らない
- 引き続き余震に注意

指定避難所

地図は 94〜97 ページ

災害時は、防災行政無線等でサイレンや緊急放送を行います。
声をかけ合い、安全な場所に避難をしましょう。
また、日ごろから自分の身は自分で守るよう心がけましょう。

避難所についての詳細はこちらにお問い合わせください。
防災安全課　0948-96-8243

災害に備えて（心がまえ）

- 防災行政無線などからの情報（サイレンや緊急放送）を聞いてください。
- 天気予報・気象情報を確認してください。
- 早めの避難を心がけてください。
- 不要な外出は控え、危険な場所には近寄らないでください。
- 事前に非常持出品、避難場所を確認しておいてください。
- 日頃から地域での自主防災活動に取り組んでください。
- 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、子どもなど）の避難に協力してください。
- 逃げ遅れた場合は、できるだけ高いところへ避難してください。（垂直避難）

非常持ち出し品（避難する時に持ち出すもの）

災害時の避難には、下記のような品々が必要です。日ごろから持ち出し品などのリストを作り、なるべく一カ所に揃えておきましょう。

災害対策本部

大雨、台風や地震などによる災害が予想されるときや発生時には、24時間体制で市役所本庁に「災害対策本部」、支所に「支所対策部」を設置して被害を最小限にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧活動などを行います。

防災センター（遠賀川飯塚地区防災ステーション）

遠賀川上流域の災害における復旧活動拠点として、防災センター（遠賀川飯塚地区防災ステーション）が設置されています。平常時は、防災研修や防災体験学習を受けることができます。（要予約）

- 開 館 時 間／**午前9時～午後5時**
- 休　館　日／**毎週月・火曜日、第3日曜日及びその前日の土曜日、祝日、お盆、年末年始**
- 所　在　地／**飯塚市芳雄町16-7**
- 問い合わせ／**飯塚市防災センター　0948-21-6102**

災害時の機能

1. 警防部本部
2. 消防団の待機所
3. 水防倉庫
4. 水防ヘリポート
5. 災害対策車両基地
6. 緊急用資材（土のう、割栗石、砕石など）の備蓄

被災者支援制度

飯塚市災害見舞金・弔慰金

自然災害や火災などにより被災した人（弔慰金は遺族）に対し、見舞金・弔慰金を支給します。

全焼・全壊・流失	5万円（1世帯あたり）
半焼・半壊・床上浸水	3万円（1世帯あたり）
死亡者・行方不明者	10万円（1人につき）

災害弔慰金及び災害障がい見舞金

災害救助法が適用される自然災害により死亡、または負傷などをし、ある程度の障がいがある場合に、弔慰金または見舞金を支給します。

災害弔慰金

主として生計を維持していた場合	500万円（1人につき）
その他	250万円（1人につき）

災害障がい見舞金

主として生計を維持していた場合	250万円（1人につき）
その他	125万円（1人につき）

災害援護資金貸付

※所得制限があります。

災害救助法が適用される自然災害で被害を受けた世帯主に対し、生活再建のために援護資金貸付を行います。

被害の種類・程度	貸付限度額（償還期間）10年（据置期間3年）
①世帯主の1ヵ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	150万円 150万円 ― 250万円 170万円（250万円） 250万円（350万円） 350万円 270万円（350万円） ― 350万円

（注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特別の事情がある場合は（ ）内の額

被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用される自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた方に対して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。

被害の種類・程度	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
全壊・解体・長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公益住宅除く）	50万円	100万円
中規模半壊	―	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅除く）	25万円	25万円